

## 取締役等の報酬等の決定に関する方針

当社は、取締役、執行役員及びパートナー（以下「取締役等」といいます。）の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員と取締役社長で構成する指名・報酬委員会を設置しています。その審議結果を踏まえ、取締役会において、取締役等の報酬等の決定に関する方針を決定しています。

### ●取締役等の報酬の基本的な考え方

- ・当社のミッションである「新事業の創造にコミットし、ともに未来を切り開く」の実現に向けた優秀な人材の確保・維持と動機付けに資する金額水準や設計であること。
- ・短期業績に加え、中長期的な業績の向上、企業価値の増大への貢献意識を高めるものであること。
- ・未上場企業への投資ファンドを運用する投資会社という特性を踏まえ、業務を執行する取締役等の報酬には当社ファンドの運用成果も反映させること。
- ・ステークホルダーの信頼を得られるよう、透明性のある、公正かつ合理的な設計であり、透明性のある適切なプロセスで決定されること。
- ・短期志向への偏重や不正を抑制するための仕組みがあること。

### ●取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額 600 百万円以内です。（2015 年 6 月 16 日開催 第 43 回定時株主総会決議）

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、指名・報酬委員会で審議した上で、取締役会で決定します。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、基本報酬と臨時報酬により構成します。基本報酬の一部は経常利益などの当社業績と連動し、臨時報酬はさらにファンドパフォーマンスも勘案して金額を決定します。

その水準は、ボラティリティーが極めて高いベンチャー・バイアウト投資ファンドの投資運用会社として、運用資産額及び運用結果としての会社業績を反映させ、優秀な人材を確保するのにふさわしいものにします。

#### （基本報酬）

基本報酬は毎月支払う定額の金銭報酬であり、役職ごとの役割の大きさや責任範囲及び在職年数等により決定する部分と当社の業績に連動して決定する部分があります。基本報酬の業績連動部分の水準は、短期業績を反映し、直前期の利益水準（キャピタルゲイン、投資損失引当金繰入額（純額）、経常利益など）及びその内容を過去の実績と比較したうえで、

原則として年 1 回、取締役会において 5 段階評価で決定いたします。基本報酬のうち業績に連動する部分の標準的な割合は概ね 20%であり、当該部分が上記 5 段階評価により ±30%の範囲で変動します。

#### (臨時報酬)

臨時報酬については、経常利益及び基礎収支(管理報酬から販管費を差し引いた額)のほか、含み益、中長期的な経営の重要指標であるファンドパフォーマンスの状況ならびにファンド総額を前年と比較し、役職ごとの報酬水準の対前年比増減率を取締役会で決定します。そのうえで、各取締役の支給額は、職責及び貢献度等も踏まえて取締役会で決定し、年 1 回支払います。著しく業績が悪化した場合等は支給しないこともあります。

取締役の金銭報酬のうち業績連動部分(基本報酬の業績連動部分及び臨時報酬の合計額)が当該取締役の報酬総額に占める標準的な割合は概ね半数程度です。

なお、取締役の報酬は現在金銭報酬のみですが、中長期的な利益等と連動する自社株型の報酬も検討していきます。

#### ●監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役の報酬限度額は年額 300 百万円以内です。(2015 年 6 月 16 日開催第 43 回定時株主総会決議)

監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定します。

監査等委員である取締役の報酬は、業績連動部分がない基本報酬のみとし、臨時報酬の支給はありません。会社業績に左右されにくい報酬体系とすることで、経営に対する独立性を担保します。

当社は、重要な業務執行の決定を取締役に委任できる旨を定款に規定せず、監査等委員である独立社外取締役を含めた取締役会で十分に議論を行った上で決定します。監査等委員である取締役の報酬水準は、こうした経営の重要な意思決定への関与や、業務執行の監督という職責を勘案して設定します。

#### ●執行役員及びパートナーの報酬

執行役員及びパートナーの報酬は、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬と同様に、指名・報酬委員会で審議した上で、取締役会で決定します。

執行役員及びパートナーの報酬は、基本報酬と臨時報酬により構成します。臨時報酬は当社業績及びファンドパフォーマンスを勘案し、貢献度等も踏まえて金額を決定します。

以上